

吹田市公立保育所民営化外部アドバイザー会議設置要領

制定 平成25年4月1日

(設置)

第1条 吹田市公立保育所民営化庁内検討会議（以下「庁内検討会議」という。）における検討事項について、外部有識者等から意見を聴取するため、吹田市公立保育所民営化外部アドバイザー会議（以下「外部アドバイザー会議」という。）を設置する。

(意見等を聴取する事項)

第2条 外部アドバイザー会議において意見等を聴取する事項は、次のとおりとする。

- (1) 庁内検討会議において検討している事項に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、吹田市公立保育所の民営化に関し必要な事項

(構成)

第3条 外部アドバイザー会議は、委員5名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が選任する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉・教育関係者
- (3) 前2号に掲げるもののほか市長が適当と認めるもの

3 委員の選任期間は、選任の日から当該年度の3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合に選任する委員の選任期間は、前の委員の選任期間の残期間とする。

4 委員は、再度選任することができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 外部アドバイザー会議に委員長及び副委員長を置き、委員のうちから市長が指名する。

(会議)

第5条 外部アドバイザー会議の会議は、市長が招集する。

2 委員長は、外部アドバイザー会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員以外の者からの意見の聴取等)

第6条 市長は、必要に応じ委員以外の者に、会議への出席を求めて、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 外部アドバイザー会議の庶務は、こども部こども育成室保育幼稚園課において処理する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、外部アドバイザー会議の構成及び運営に関し必要な事項は、こども部長が定める。

附 則

この要領は平成25年4月1日から施行する。